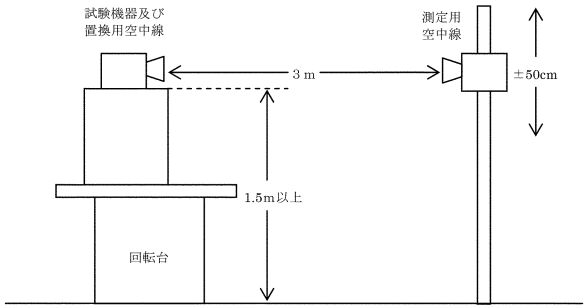



ア　試験機器及び置換用空中線は、回転台上に乗せ地上高1.5m（底部）以上でできる限り高くする。ただし、台の材質及び試験機器等の設置条件は、昭和63年郵政省告示第127号（発射する電波が著しく微弱な無線局の電界強度の測定方法を定める件）に準ずる。

また、試験機器及び置換用空中線の取付けは、電波伝搬に影響のないように空中線の放射角内に回転台が入らないようにする。

イ　測定用空中線の地上高は、対向する試験機器及び置換用空中線の地上高の±50cmの間で可変とする。

ウ　試験機器と測定用空中線の距離は３ｍとする。ただし、試験機器の電力、試験機器空中線、測定用空中線の実効開口面積等により信号を最適な状態で受信できない場合は、この限りでない。

3　その他

測定に必要な周波数帯域の空中線の絶対利得は、提出された書面により確認する。

十六　周波数の偏差（アンテナ一体型）

1　測定系統図




2　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ又はスペクトル分析器（局部発信器がシンセサイザ方式のものに限る。）を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　変調を停止し、無変調波の連続送出とする。ただし、変調を停止し、無変調波の連続送出ができない場合は、無変調波の継続的バースト送出又はスペクトル分析器で周波数が測定できるような特徴的な周波数スペクトルを生じさせる変調状態とする。

⑶　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに送信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で直接測定する。

⑵　バースト波の場合は、十分な精度が得られる時間について測定し、その平均値を算出し測定値とする。

⑶　特徴的な周波数スペクトルを生じさせるような試験モードの場合は、スペクトル分析器によりそのスペクトルの周波数を測定する。

⑷　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントごとに送信を行い、各周波数セグメントについて測定する。

⑸　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又はーの符号を付けて記載する。

⑵　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、割当周波数に対する各周波数セグメントごとの測定値の偏差を記載する。

⑶　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線での測定値のうち、最も偏差の大きなものを記載する。

6　その他

⑴　変調を停止することが困難な場合には、波形解析器を用いることができる。ただし、波形解析器を周波数計として使用する場合には、測定確度が十分であること。

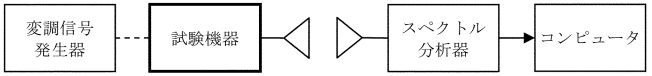
⑵　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等の切替回路のみで周波数が変動する要因がない空中線の組合せであり、かつ、同一の送信出力回路に接続されるときは、選択接続される空中線の測定とすることができる。

⑶　複数の空中線を有する場合であって、共通の基準発振器に位相同期しているとき又は共通のクロック信号等を用いて、複数の空中線の周波数の偏差が同じになるときは、一の代表的な空中線の測定結果を測定値とすることができる。

⑷　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。

十七　占有周波数帯幅（アンテナ一体型）

1　測定系統図




2　測定器の条件等

⑴　スペクトル分析器は、次のように設定する。

| | |
|---|---|
| 中心周波数 | 試験周波数 |
| 掃引周波数幅 | 設備規則に規定する許容値の約２倍から約3.5倍まで |
| 分解能帯域幅 | 設備規則に規定する許容値の３％以下 |
| ビデオ帯域幅 | 分解能帯域幅と同程度 |
| Ｙ軸スケール | 10dB／Div |
| 入力レベル | 搬送波レベルがスペクトル分析器の雑音レベルより十分高いこと |
| 掃引時間 | 測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バースト以上が入る時間） |
| データ点数 | 400点以上 |
| 掃引モード | 連続掃引 |
| 平均処理回数 | 10回以上 |
| 検波モード | サンプル。ただし、バースト波の場合は、ポジティブピーク |

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、標準符号化試験信号で変調する。